

# 「ご契約のしおり-約款」 変更のお知らせ

「ご契約のしおり-約款」に記載されている内容につきまして、一部を変更させていただきます。誠に恐縮ですが、ご一読のうえ、「ご契約のしおり-約款」とともに保管いただきますようお願いいたします。

一生涯のパートナー

**第一生命**

**指定代理請求特約条項 第11条を以下のとおり変更いたします。**

**第11条（こども学資保険（H7）、5年ごと配当付こども学資保険または5年ごと配当付こども学資保険（2014）に付加した場合の特則）**

この特約をこども学資保険（H7）、5年ごと配当付こども学資保険または5年ごと配当付こども学資保険（2014）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「後継保険契約者」と読み替えます。
- (2) すでに保険契約者が死亡しているときは、本特約条項中「保険契約者」とあるのは「後継保険契約者」と読み替えます。
- (3) 第10条（こども学資保険に付加した場合の特則）第1号および第2号の規定は、本条の場合に適用します。

**特定障害不担保特約条項 第3条を以下のとおり変更いたします。**

**第3条（5年ごと配当付こども学資保険、5年ごと配当付こども学資保険（2014）および5年ごと配当付育英年金特約に付加した場合の特則）**

この特約を5年ごと配当付こども学資保険、5年ごと配当付こども学資保険（2014）および5年ごと配当付育英年金特約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えて本特約条項を適用します。
- (2) 5年ごと配当付こども学資保険普通保険約款または5年ごと配当付こども学資保険（2014）普通保険約款の規定により保険契約者の変更が行われた場合には、この特約は消滅します。

**団体年払・半年払取扱特約条項 第2条を以下のとおり変更いたします。**

**第2条（保険料率）**

1. この特約条項を適用する半年一括払契約の保険料率は団体半年一括払保険料率（半年払契約の場合は団体半年払保険料率）とします。
2. 医療保障保険（個人型）契約、5年ごと配当付こども学資保険（2014）契約および予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項の規定は適用しません。

**団体月払取扱特約条項 第3条を以下のとおり変更いたします。**

**第3条（保険料率）**

1. この特約条項を適用する保険契約の保険料率は、団体月払保険料率とします。
2. 医療保障保険（個人型）契約、5年ごと配当付こども学資保険（2014）契約、5年ごと配当付個人年金保険契約、5年ごと利差配当付個人年金保険契約および予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項の規定は適用しません。

**準団体月払取扱特約条項 第3条を以下のとおり変更いたします。**

**第3条（保険料率）**

1. この特約条項を適用する保険契約の保険料率は、準団体月払保険料率とします。
2. 医療保障保険（個人型）契約、5年ごと配当付こども学資保険（2014）契約、5年ごと配当付個人年金保険契約、5年ごと利差配当付個人年金保険契約および予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項の規定は適用しません。

**保険料口座振替特約条項 第3条を以下のとおり変更いたします。**

**第3条（保険料率）**

1. この特約条項を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
2. 第1項の規定にかかわらず、第7条（特約の消滅）第2項の場合は当会社の定める取扱にもとづき取り扱います。
3. 医療保障保険（個人型）契約、5年ごと配当付こども学資保険（2014）契約、5年ごと配当付個人年金保険契約、5年ごと利差配当付個人年金保険契約および予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項の規定は適用しません。

2015年1月版

契企〔登〕11725-01